

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | キリシタン布教におけるウストラ徴取の問題について  |
| Sub Title        | The attitude of the early catholic church of 16 and 17th century Japan towards Usury  |
| Author           | 高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)   |
| Publisher        | 三田史学会   |
| Publication year | 1991  |
| Jtitle           | 史学 (The historical science). Vol.60, No.4 (1991. 7) ,p.25(429)- 57(461)   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論文<br>特集対外交渉史   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910700-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19910700-0025</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# キリシタン布教におけるウストラ徴取の問題について

高瀬 弘一郎

キリスト教の経済思想については、古来夥しい研究の蓄積がある。その中で、中世スコラ学神学者たちの経済問題についての思想・教説についての研究が、一つのジャンルをなしている。そこでは、公益・私有財産・喜捨・商業・正当価格・「ウストラ」(usura)「利子」であるが、罪悪視する意味が含まれている)徴取・掛け売買・貨幣・課税等の問題が取り上げられ、論ぜられた。勿論それは、経済的繁栄を促進し、世俗的生活を豊かにする手段を見い出すことを目指したのではなく、倫理神学の見地から、様々な経済的行為の正邪を判定することが基底となっており、経済思想なるものも、そこから派生したもの以外ならない。

キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について

十七世紀以降になると、スコラ学から離れて、独自の経済分析の方法を備えた世俗の学説・文献が現れ、これらが現実の経済社会に、より大きな影響を及ぼすようになる。そして逆に、倫理神学に基づく経済観は、徐々に教会内部の世界の中に閉じ籠もることになるのであるが、ただその内ウストラ徴取の問題は、スコラ学的価値基準が世俗社会に最も永く影響を残したと言えるようである。

ウストラ徴取は、経済的な事柄としては、スコラ学において最も重視された問題の一つであった。実社会に対しても、商業等他の経済問題については、神学者の教説はとかく抽象的・一般的表現にとどまりがちで、現実の慣行に対して、さして実質的影響を及ぼすものではなかったのに対し、このウストラ徴取の問題は、具体的に経済活

動の形態を変化させることが出来た。

トマス・アクィナスも、ごく限られた特定の条件を満たした場合について、事実ウストラに相当するかねを貸主が徴することを容認しはしたが、一般的にこのウストラ徴取は、中世キリスト教会において反社会的なものと看做され、罪惡視されたことは確かである。

ただ近代スコラ学になると、折から新大陸の発見と貿易の飛躍的拡大、更にはプロテスタント商人の活動への対応等にもない、このウストラの問題についても、飽く迄旧来のスコラ学的教説を墨守しようとする人々がいる一方で、その根幹は堅持しつつも、現実に即してその解積を拡大させて行こう、という動向が生じてきた。この解積の拡大は、特定の名目の下に、徐々にウストラ徴取を容認する方向に進むわけであるが、中でも主な要因として、それぞれの国の慣行への順応ということがあった。そしてこうなると、もはやそれは、「ウストラ」概念の根本的变化の始まりと言わねばならない。即ち、額を問わず貸金に対して受け取るかねの凡てを意味したものが、市場で妥当性をもって通用している利子はウストラではなく、経済的通念や法的に許容出来る利子以上の法外の金額を強要することを、ウストラと称するようになる。

このような趨勢の中で、カエタノ、フランシスコ・デ・ビトリア、ドミンゴ・デ・ソトール、トマス・デ・メルカードといった神学者（多くはドミニコ会士）は、トマスの教説を墨守し、ただトマスの容認しなかった「停止利益」(lucrum cessans) 即ち、もしも自己のかねを貸与しなかったならば、そのかねを以て得たであろうと予想される利益を逸した、という意味の消極的損失)の補償という名目の利子を、一定の条件の下で許容したにすぎない。

しかしながら、近代スコラ学の動向としては、前述の通り利子容認の方向に進み、その中でも、学説の面で重要な役割を演じたのが、ファン・デ・メディナ、ルイス・デ・モリナ、レオナルド・レシオ等であった。因にモリナとレシオはイエズス会士であった。そしてトマスを初め、中世において既に容認されていた「発生損害」(damnum emergens) 即ち、借主が期日までに返済しなかったために、貸主が別に高いウストラを払って借金をせねばならぬ破目に陥った場合の如き損害)、および右に述べた「停止利益」の外に、金銭貸借に伴う危険の代償などを名目に、適正な利子の徴取を容認する学説が優位に立つようになる。

十七世紀になると既に、実生活の面で、このような事柄について厳格主義の立場を維持することは、いろいろな要因により困難になった。その要因の一つは、カトリック教会自体が、事実上ウストラ徴取を伴う金銭貸借に関わったことであった。キリシタン時代の日本イエズス会が現に相当な高利でかねを借用したこと、更には財源調達の一環として、かねを貸付けて利子収入を図ることが検討された事実も、当然その一環として指摘せねばならないであろう。

下って十八世紀半ばになると、シピオーネ・マフェイの、「国の法または慣行」という外的要因により、利子を容認する見解まで出現するにいたる。ローマ・カトリック教会が利子を公式に認めるのは、十九世紀に入ってからである。<sup>(1)</sup>

要するにキリシタン時代は、このウストラの問題について、ローマ・カトリック教会としては、公式にはこれを否定する中世以来の姿勢を堅持し、またスコラ学神学者の間でも、ドミニコ会士を中心にそれを思想面から擁護補強する動きがある一方で、現実の社会では厳格主義の強制は段々困難となり、様々な名目の下に要は適正な利子の容認——適正の主たる基準は、その国や地域の法・

キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について

慣行に基づく——に向かいつつあった。そして神学者の間でも、イエズス会士を中心にこのような現実の趨勢を直視し、その上に立って学説を構成する人々が輩出した時代に当たっていた、と言ってよい。

## 二

日本キリシタン教会において、ウストラの問題がいかなる取り扱いを受けたかを考える前に、ポルトガル領東インドについて、見てみたい。

一五二六年九月一六日付、ゴアにおいてポルトガル国王名で発布された、ゴアおよびその近辺の村々の原住民の役人 (Garcar と称した) が守るべき慣行を示した法令<sup>ラ</sup>に、次のように記されている。

「六タンガ当たり一バルガニンは受け取っても良いが、それ以上は不可である、という条件の下、オンゼーナ<sup>(2)</sup>付きでかねを貸与してもよいものとする。またもしも何人か<sup>なんびと</sup>がオンゼーナ付きでかねを貸与しておいて、そのかね〔元金〕もオンゼーナも請求せず、請求しないまま永い時間が経過し、元金と利得〔利子〕<sup>ガニ</sup>が同額に上ったならば、その先さらに永い時間が過ぎようと、借主は貸主に<sup>(3)</sup>対し、元金の二倍以上を支払う義務はないものとする。」

一五五四年の記録によると、その当時ゴアにおいて、一タンガ<sup>(4)</sup>六〇レイス、一バルガニン<sup>(4)</sup>二八・八レイスであった。いまこの換算率に基づくと、六タンガ<sup>(4)</sup>一二・五バルガニンとなる。即ち、ここに見えている六タンガ当たり一バルガニンとの利率は、八パーセントということになる。期間は不明であるが、一応年利と解しておく。つまりポルトガル国王として、右の金利までなら、現地での利子徴取の慣行を容認したものである。

この国王の法令について、教会側はいかなる反応を示したか。インドの司教総代理<sup>ツイガリオ・ジエネラル</sup>ミゲル・ヴァズが、ポルトガル国王の指示を受けて、インド布教状況について、一五四五年末頃作成した覚書に、右の法令について言及されている。

「財政および裁判で用いられる陛下の法令<sup>フオラル</sup>の写しを、私はゴアで度々見た。その中で私は、現地の人々の間でのオンゼーナによる「金銭貸借」行為を許可し、直ちに出来る限りそれを徴取するように、としている章を見た。これは、神法および人の法によって、厳禁されており、陛下も御自身の勅令の中でそれを固く禁じているので、ここで許可されるのは、適当なこととは思われない。というのは、非信徒の間でも、そのような行為は出

来ないからである。その章は抹消し、施行しないように命じなければならない。<sup>(5)</sup>」

右は、ミゲル・ヴァズ個人の見解ばかりでもないであろう。カトリック教会側はこのように、ゴアにおける徴利の慣行を容認した先の国王の法令を、不適當なものとして認定し、その廃止を要求している。そして、このような献言を受けて、国王はそれを諒とした旨、記録されている。<sup>(6)</sup>

一五四九年一月一日付オルムズ発、イエズス会パードレ・ガスパル・ベルゼの、インドとヨーロッパにいる会員仲間に宛た書簡に、次のように記されている。

「当地で私が見出した第二の罪は、ここは世界中の凡てのオンゼーナの源だということであって、彼らはインドにおいて、オルムズの高利貸<sup>オンゼネイロ</sup>という名で呼ばれていた。というのは、彼らは疫病講座で講ずる先生の如きものであったからである。<sup>(7)</sup>」

いささか具体性を欠く記述ではあるが、当時東インドで布教に携わっていたイエズス会士の、オンゼーナ(ウストラ)観の一端を窺うことが出来る。

同じパードレ・ガスパル・ベルゼがオルムズから、一五四九年一月一日付でインドとヨーロッパの会員仲

間に送った書簡にも、右と同じような内容を記した後で、次のように見えている。

「両替<sup>カンビ</sup>と再両替<sup>レカンビ</sup>での狡猾さ、オンゼーナによる取引、詐欺の横行は大変なもので、私にとって、説教する事柄を把握することが一層難儀である。どこまでいっても、私にはそれが良く分からない。それというのも、モロー人の間では、オンゼーナによらない取引というものは存在せず、況や、当地ではすべての人々、即ちキリスト教徒の間であれ、非信徒の間であれ、それ以外の生き方というものは存在しなかった。当地では、一〇パルダオ貸与<sup>パルダオ</sup>することで、一年間食べて行けた。そして、常に一〇パルダオがそのまま残った。このため私は、土曜日毎に、貪欲の罪について、教理問答の仕方<sup>パルダオ</sup>で説教するように命じた。これらの説教による実りは、極めて注目すべきものがある。というのは、この地では人々に間で、朝起きたら直ちに市場<sup>バザール</sup>、即ち広場に行くのが慣習であった。そこにはあらゆるオンゼーナ<sup>パルダオ</sup>による取引<sup>パルダオ</sup>が集中し、そこで彼らは一日を費やした。ところが今では、まず教会に行き、その後で市場に行く。そこでは、オンゼーナについての良心問題<sup>パルダオ</sup>が説かれている。それ故生徒たちは、その教えを暗記してしまうようだ。そのために、

キリシタン布教における「ウスラ」徴取の問題について

オンゼーナの取引は、非常に奇異の感を与えるようになり、お互いそのような取引を行うことを同意すらしない。というのは、その後は、どうしてもこの取引をやろうとする人々は、それを隠蔽し、詐りの証文を作ったからである。そこには、貸与した元金とオンゼーナの利得<sup>ゲイナ</sup>とを合計した金額が記されていた。私に見つかからないようにするためであった。そのことが私の耳に入ってから、私は、それを防止し、これを作成した書記と公証人に向かつて説教をした。彼らはオンゼーナに関与した者たちであったので、それを返した。主を讃えよ。」

右のガスパル・ベルゼの書簡により、次のことが分かる。

一、オルムズではオンゼーナが横行していた。但し、一〇パルダオの貸与による利子で、一年間食べて行くことが出来た、と言った趣旨の記載から、相当の高率であったことを思わせるが、その利率の数値については明らかではない。

二、イエズス会士は、そのようなオンゼーナの罪であることを、毎週土曜日に教会で説教した。

三、イエズス会士の努力の甲斐あって、オンゼーナを当然とする風潮は下火になった。そして尚それを続けよ

うとする者は、イエズス会士の眼を逃れるための作為を弄した<sup>(9)</sup>。

当のイエズス会士の書いた書簡であるから、自らの説教の効果についての記述を、そのまま信用してよいものか、慎重であらねばならないであろうが、兎に角、その当時のオルムズにおける、オンゼーナ徴取の問題に対する、イエズス会士の対応の仕方は窺える。

### 三

インド人司祭マテウス・ディアスが、一五五〇年一月二二日付でコチンから、ポルトガル国王に書き送った書簡には、次のように記されている。

「サン・トメのこれらのキリスト教徒の間に、いくつかの留保事項<sup>カソ・レゼルヴァド</sup>〔教皇・司教・修道会長にその赦免が留保されている、司祭が自由に赦免を与えることの出来ない罪〕を私は見い出す。即ち、禁止されている等親間の婚姻、ウストラの徴取、その他さらに重大な良心問題<sup>カソ・レゼルヴァド</sup>を犯していることである。これらは、いかなる聴罪司祭<sup>コンフェッソール</sup>も赦免すること出来ない。それ故、陛下は、彼らが過去に犯し、そして今後犯す良心問題について、私が赦免を与えることが出来るよう、そして彼らがウストラを徴取する件について

彼らに特免を与えることが出来るよう、教皇または教皇大使からの特権を、私に送付していただきたい。というのは、それ以外のやり方では、彼らに対する矯正など、ありえないからである。何故なら、彼らの先祖はこのようにしてやってきた。こうする以外に彼らの家を支えるすべがない、と言う<sup>(10)</sup>。」

この書簡の筆者マテウス・ディアスは、イエズス会士ではないようであるが、サン・トメでは、シリア系のネストリウス派の司祭は、ウストラを罪とするカトリック教会の教えに対して、原住民の間で行われているウストラの徴取について、教皇が特免を与えるべきである、との見解を表明している。現地の慣行を容認し、それに適応しようというものと解してよいであろう。しかしイエズス会士は、このような現地教会の動向を強く批判している。因みに、このサン・トメのキリスト教会について一言記すと、メリアポルは、聖トマス<sup>(11)</sup>の伝説に由来して、サン・トメと呼ばれた。その辺りには、ポルトガル人の渡来以前から、かなりの人数のキリスト教徒がいた。伝説では、十二使徒の一人聖トマスの布教を起源としているが、事實は、アルメニアから移住してきた人々によって伝えられたもので、シリア教会のネストリウス派に属

するものであった。<sup>(11)</sup>

一五六一年二月三日付コチン発、メルシオール・ヌネス・バレートが、ヨーロッパのイエズス会員仲間たち<sup>(12)</sup>に書き送った書簡に、次のように見えているのは、これに関連する記述と言つてよいであろう。

「カセナル *cacenares* と呼ばれている司祭たちは、主によつて聖別されたと彼らが思っている油を混ぜ合わせることによつて、興奮状態で聖別する。しかも、司祭になつてから結婚する。そして、彼らの間で慣行となつてい<sup>(13)</sup>る何がしかのオンゼーナや、もろもろの儀礼を正當と考<sup>(14)</sup>えている。更に、その他これに類した誤りを犯している。」

カサナル *caçanar* カタナル *catanar* というのは、サン・トメのキリスト教会のシリア系司祭のことである<sup>(15)</sup>が、先の書簡を記したマテウス・ディアスはそれに当たる司祭であつたようである。<sup>(16)</sup> 現地の諸慣行容認の一環として、オンゼーナの問題についても同じ姿勢で臨んでいる彼らに対し、イエズス会士が強く批判して、それを仲間に訴えているものである。

なお同じメルシオール・ヌネス・バレートの、一五六一年一二月三日付コチン発の書簡には、コチンにおいて

キリシタン布教における「ウスラ」徴取の問題について

て、取引が行われる過程で、いろいろな疑惑・紛糾が生じ、それがイエズス会士の所に持ち込まれている事を記している中で、次のように見えている。

「われわれは殆ど毎日、このような取引に関して、良心に安らぎを与えるような質問を受けたり、訴訟に至らないようにわれわれがその調整をしたり、その他こ<sup>(17)</sup>ういった種類の仕事で多忙である。このため、多くのオンゼーナや訴訟や、他の多くの策謀は阻止されている。」

このように彼は、コチンにおいてイエズス会士は、商業が公正に進められるよう尽力している有様を述べ、その一環としてオンゼーナの問題にも取り組んで、それを阻止する上で、会員に功績があつた旨を強調している。

一五六四年一月一日付セイロンのマナル発、エンリーケ・エンリーケスのイエズス会総会長宛書簡には、次のように記述されている。

「過去についてのみでなく、将来に互つても、教会法による禁止事項に当たる、とわれわれが考えるような事柄に、特免を与えるべく許されている期間の延長を、陛下が教皇聖下から獲得して下さることが出来るなら、好都合である。それは当地では、神への大なる奉仕となることであろう。かつては大部分の人々が、オンゼーナに



よって暮らしてゆくのが慣行であり、彼らはそのことを罪だとは思わなかった。それ故に狎下は、慈善行為のために余儀なくされる、不確かな凡てのオンゼーナについて、彼らを自由に赦免してもよいという権限を、教皇聖下から獲得しなければならなかった。このような良心問題を持つ人々にとって、告解が余りに辛いものとならないように、する為であった。<sup>(16)</sup>

ここで、エンリーケは、「慈善行為のため」と言う枠を一応はめているが——これは余り実質的な意味を持つものではないであろう——現地の慣行であるオンゼーナについて、この罪を現場のイエズス会士の裁量に任せて、自由に赦免出来るだけの権限を持たせてもらいたい、と訴えている。

#### 四

先にカセナルと思われるマテウス・ディアスが、現地でのウストラ徴取の慣行に対し、教皇が特免を与えるべきであると主張し、そして右に見た通りイエズス会士エンリーケ・エンリーケスも、それと一面相通ずる趣旨のことを記している。それではイエズス会として、このインドでのウストラの問題について、ローマ教皇に対していか

なる態度をもって臨み、教皇はそれにどう応えたのであろうか。

一五七九年一月一日に、教皇グレゴリウス十三世から東インドに関して口頭で通達された事を、イエズス会総会長補佐ペドロ・デ・フォンセカが記録した文書に、次のように見えている。

「ウストラまたは不法な投機で儲けたものを支払う〔返却する〕誓いの如き、第三者にとっての不正な損害に関わるものではない限り、インド管区長はいかなる誓いをも、自分の為または他人の為に、内的法廷において、緩和軽減させることが出来るものとする。<sup>(17)</sup>」

教皇がイエズス会に対して右のような通告をしたのは、勿論イエズス会側からの要望（即ち、総会長補佐ペドロ・デ・フォンセカから）あつてのことであり、つまりウストラの問題について、イエズス会側から教皇の見解を問うてきたのに、応えたものである。詳細は不明であるが、ウストラの件について、ある程度現地の慣行に適應する必要を、訴えた内容のものであったと思われる。これに対する教皇の回答は、右の通り、ウストラを不可とする原則を改めて確認したものである。

なお未見であるが、このウストラの件について、教皇か

ら小勅書が発せられたようである。一五八一年一月一日付コチン発、アンガマレ大司教アブラハムのイエズス会総会長宛書簡に、次のように記述されている。

「猥下が、われわれの為に教皇聖下に交渉して下さった愛徳と喜捨を私は受け取った。それは二通の小勅書であった。一通は聖年の全贖宥の小勅書、いま一通は、これらキリスト教徒たちのウスラを正す事についての、小勅書であった。」<sup>(18)</sup>

このアンガマレ大司教マル・アブラハムは、一五〇八年頃生まれ、一五六五年初にはローマにあって、その年教皇ピウス四世ならびにイエズス会総会長フランシスコ・ボルジアから推薦状を得、一五六八年初ゴアに渡来し、次いでマラバールに赴いた。一五九七年に死亡するまでその地<sup>(19)</sup>にあって、サン・トメのキリスト教会を統轄した。

兎に角、現場の聖職者の間ではいろいろ見解が分かれていた、このウスラの問題に対して、ローマ教皇庁としては、先のグレゴリウス十三世からの通告により、一応改めて明確に意思表示がなされた、<sup>(20)</sup>と云ってよいであろう。

アンガマレ大司教のウスラ徴取に対する対応や、ロー

キリシタン布教における「ウスラ」徴取の問題について

マ教皇の意思表明と関わるものであろうが、一五八五年に開かれたゴア司教区会議では、このアンガマレ大司教区におけるウスラの問題が、とくに取り上げられている。即ち、ゴア司教区<sup>ゴアシリクム・ゴア</sup>会議の第三決議録<sup>アブサン</sup>「マラバール地方におけるアンガマレ大司教区<sup>アルセビスパド</sup>およびサン・トメと称するキリスト教会の諸々の事柄について」の議決第九「<sup>シキニア</sup>聖職売買とウスラに対して」には、次のように記述されている。

「<sup>シキニア</sup>聖職売買とウスラは、キリスト教徒の間では、非常に奇異の感を与える極めて重大な罪である。聖職売買は、代価のない聖なる物や、霊的な物を売買するものであるが、主は自分の使徒たちに向かつて、そっくりした物について、次のように言われた。「あなたたちは、無償でもらったのだから、無償で与えよ。」<sup>(21)</sup>従って使徒聖パウロ<sup>(22)</sup>『使徒行録』によると、シモンに次のことを言ったのはペトロである」が、シマン・マゴに次のように言ったのも、至極尤もなことである。聖職<sup>シキニア</sup>売買の名は、彼に由来するものである。彼は同聖人に、聖霊を、そして霊的なものを司る能力を売ってくれるよう頼んだのである。「あなたの金にも、あなた自身にもものろいあれ」<sup>(22)</sup>云々。ウスラは、単に理性に反する罪であるだけではなく、自

然法に反する。というのは、労働と才覚の必要もなしに、実りを生まない物からの実りを求め、そして受け取るからである。それ「ウスラ」について、主ははっきり言われた。「返しをまたずに貸せ」<sup>(23)</sup>云々と。従って神の法および聖教会法は、これら二つの罪を非常に憎悪する。それ故、この司教区会議は、アングマレ大司教に対し、かのキリスト教会全体に、これら二つの罪がまだいささかでも存在したら、それを駆逐するよう、出来る限りの尽力をすることを、強く依頼し、そして命ずる。特に教会聖職者による聖職売買については、然りである。そして、秘蹟の執行、またはその他何であれ霊的な事のために、代価または何らかの世俗的なものを取ったり、要求したりさせてはならない。また教会聖職者であれ、世俗の者であれ、凡てのキリスト教徒のウスラ「徴取」については、正当かつ誠実な契約によるものでない限り、貸与によつていかなるものも、決して徴取させてはならない。彼らは、まず最初にパードレたちや、彼らと語りあえる人々、およびこれら二つの罪について、何らかの理解をして、何が分かつている人々と、相談すること。大司教は、共通の法およびこの大司教区独自の法の命ずるところに即して、彼らを処罰すること。<sup>(24)</sup>

即ち、聖職売買とともに、ウスラ徴取がとくに重大な罪として強調され、アングマレ大司教がその禁圧に向けて尽力すべきことを、議決している。但し、右の決議文を読んで分かるように、ウスラ徴取は、同じ重罪とはいえ、聖職売買とは多少ニュアンスの異なった扱いがなされ、「正当かつ誠実な契約によるものでない限り」といった、抜け道とも言える文言が記されている。やはり現地の慣行その他の現実を一切否定することは、教会活動をを進めるうえで支障が大きいとの配慮が、そこに働いていたと言つてよいであろう。

## 五

一五六六年一月二日付マラッカ発、ロレンソ・ペレスのイエズス会総会長宛書簡に、次のように記されている。

「彼「司教メルシオール・カルネイロ」が当地に着いてからというものの、孤児たちのかねによつて犯されていた、ウスラ契約「の罪」は、除去された。そして今では、貸付においては、いかなる場合でも、孤児たちのための判事<sup>(25)</sup>に彼が与えた命令が守られ、利得<sup>(26)</sup>については、証文が作られた。」

ウストラの問題は、マラッカにも存在した。とくに右の史料では、孤児たちの為の基金がウストラ契約で貸付られていること、それに対して、その地を訪れた司教カルネイロが、これを禁止し、その基金からの貸付について、適正な基準を設けた、といった事情を知ることが出来る。

一五六六年一月三日付で、インドのマナール湾に面したトゥティコリンから、エンリーケ・エンリーケスがポルトガルの会員仲間たちに宛てた書簡には、ペスカリア海岸とスリランカに隣接したマナール島での布教状況についての記述の中で、次のように記されている。

「告解においては、人の目に見える生活面の矯正に向けて、多くのことが行われている。例えば、不当に取得した物や、彼らが以前は受け取っても良いと考えていたオンゼーナを、返却することである。」<sup>(27)</sup>

ペスカリア海岸については、一五六七年一月二〇日付コチン発、メルシオール・ヌネス・バレートの総会長宛書簡に、次のように見えている。同地方の漁民の村の行政官であるパタンガティン<sup>(28)</sup>たちにより、実生活面のいろいろな規範が作られたことを記している下りである。

「ペスカリア全域において一般に行われていた契約

キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について

——貸与を通して真珠採りたちに対して、船中で自分たちに奉仕することを、義務づけるものである。そのため、このような契約はウストラによるものであった——に対して規範が与えられた。オンゼーナなしに、正当に行うにはどうしたらよいか、彼らに呈示された。このことは、パードレ・エンリーケやその他のパードレたちに、大きな満足を与えるものであり、キリスト教徒たちにとっては、心の安らぎとなった。」<sup>(29)</sup>

イエズス会士の指導のもと、原住民キリスト教徒の統治者たちにより、ウストラを否定した取引規範が作られた事を伝えている。

一五六八年一月二二日付コチン発、ジェロニモ・ロドリゲスがポルトガルの会員仲間たちに宛てた書簡には、コチンのコレジオにおける学習について、次のように記述されている。

「本年は大部分の期間、ウストラの問題に関わるいろいろな良心問題<sup>カ</sup>の講義が、行われた。これは、カーザの者たちだけを、対象にしたものであった。一日おきに夜、同じ問題について、協議<sup>コラエレンヤ</sup>が行われた。」<sup>(30)</sup>

コチンのコレジオにおいて、ウストラの問題が重視され、これにどう対処すべきか、考慮が払われていた事が

分かる。ただ、具体的にいかなる結論が出されたかについては、この書簡によっても不明である。

一五六八年一月二三日付、ペスカリア海岸の中心プニカレ（今日のプナイカヤル）発、エンリーケ・エンリーケスがポルトガルの会員仲間たちに宛てた書簡には、次のように見えている。

「今月起こった今一つの事柄は、次の通りである。或る広い土地に一人のパタンガティンがいた。彼は、上述の人々の中で、重立った立場にある一人である。彼は重い病にかかっており、何がしかのオンゼーナのことが、心の負担になっていた。それでいて、これについて告解をして、その返却をするだけの、気持の準備が余り出来ていなかった。一人のパードレが、彼の告解を聴きに行った。われらが主なる神は、彼の霊に対して働き掛けを行うことをお望みになった。その結果、告解が告解者たちにとって、余りに辛いものとならないよう、われわれは当地ではこうするのが常なのであるが、そのパードレが彼に向かって、オンゼーナによって貸与した内の、何がしかのかねについては、帳消しにしよう、と言ったのに対し、彼は、その全額を支払うことの外は望まない、と言った。彼が身をもって示したこれらの良き証によ

り、同パードレは、嬉しさと満足とで感涙にむせんだ。<sup>(31)</sup>」  
即ち、プニカレにおいて、オンゼーナの罪についての教育が浸透していたこと、しかしその反面で、イエズス会としては、或る程度現地の慣行を容認し、順応する姿勢で臨んでいた事を、窺うことが出来よう。

一五七七年度インド管区年報には、次のように見えている。コチンのコレジオについての報告の所である。

「キリスト教徒の中には既に、われわれの仲間告解をした者もいるし、それを望んでいる者もいる。このことは、決してわれらが主の小さな恩恵ではない。というのは、告解をする人々は、オンゼーナを返却すること、および自分たちの忌まわしい商法を、放棄する決意を固めているからである。<sup>(32)</sup>」

コチンにおいて、イエズス会士の教化努力により、オンゼーナの否定が実効をあげていたことを、強調している。

一五七七年（十一月か）ゴア発、アルフォンソ・パチエコの総会長宛書簡の内、サン・トメのキリスト教徒たちについての報告の中で、次のように記されている。

「かつては、彼らの間でウストラは珍しいものではなかった。ペロ・ルイス（バラモン教のペドロ・ルイス）は、そ

れを罪とは考えなかった。<sup>(33)</sup>

なお、一五七九年一月一二日付コチン発、アントニオ・モンセラテの総会長宛書簡にも、「かつては、彼らの間でウストラは珍しいものではなかった。<sup>(34)</sup>」と、右と同じ文を記している。

右のアルフォンソ・パチェコの書簡（サン・トメの教会の報告）には、更に次のような記述も見られる。

「通常これらの人々の取引が、商品について行われる。それ故、彼らの間には、ウストラ契約が数多く存在した。<sup>(35)</sup>そして、常に彼らは、何がしかのものを所持して、それを貸付けようとしていた。」

このように、現地におけるウストラによる貸借・取引の横行について記している。

一五七八年一月二日付コチン発、フランシスコ・ディオニシオの総会長宛書簡に、当地には教会・俗界ともいろいろな問題点が多い旨、記述している中で、次のように述べている。

「この外、これらのキリスト教徒は富裕である。それはウストラ〔という手〕を使うからである。彼らからこの悪徳を除かねばならないが、それは困難である。というのは、彼らは貪欲だからである。<sup>(36)</sup>」

キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について

先の書簡と同様、コチンにおけるウストラの横行と、それを禁ずることの困難なることを訴えている。

一五八〇年八月日本の下でヴァリニャーノが著述した『東インド管区とその統轄に属する諸々の事柄の要録』と題する報告書には、東インドでは様々な悪徳が行われているが、イエズス会士の渡来にともない、彼らがそれの矯正に向けて、努力を払っている旨を記述している中で、次のような記事が見られる。

「イエズス会士が来る以前は、あらゆる所でポルトガル人は、公然と望む限りの妾と同棲し、契約において大變なウストラを徴していたので、まるでキリスト教徒というより、むしろモーロ人や異教徒の生活をしているようであった。<sup>(37)</sup>」

一般的な記述であるが、東インドにおいてポルトガル人が、ウストラ徴取その他の悪徳に染まった生活をしてきたが、イエズス会士がその矯正に向けて尽力したことを、強調しているものである。

一五九〇年一月八日付コチン発、ジェロニモ・シャヴィエルの総会長宛書簡に、次のように記されている。

「大勢の人々は善意であって、自分たちのかねの凡てと生活とを、自分たちの先祖たちが貸したかねに対する

オンゼーナ〔スペイン文であるが *onzenas* の語を用いている〕に託している。彼らはただ、そのかねのオンゼーナを徴取することが、出来るだけである。これは、極めて小額である。多くの人々は、このウスラレンタ・ウスマラリアによる定収入の外に、生活の糧を持たない。彼らは、非常に誠意を込めて告解をし、同じく非常に誠意を込めて、聖体を拝領した。元金を徴することも出来ず、オンゼーナにより彼らに与えられるものの外に、生きるすべ(38)を持たないこれらの人々に、一体何をなすべきであろうか。〕

コチンのキリスト教徒の中には、唯一の生活の糧は、先祖がオンゼーナで貸し付けたかねの利子だけであって、その元金の回収も出来ない者が大勢いる、というのが実情である。彼らはオンゼーナ徴取が罪だということを、良く自覚しており、これについて教会で告解もするが、こういった人々に対し、イエズス会士として如何に対応すべきか、とシャヴィエルは悩みを訴えている。

## 六

以上、東インドにおけるウスラの問題に関する史料を挙げて、検討してきたが、これを纏めると次の通りである。

- 一、当時オルムズからインド西岸・ペスカリア海岸・マラッカと、史料的に確認出来るだけでも、かなり広い地域にわたって、ウスラ徴取の慣行が見られた。
- 二、ポルトガル国王は一五二六年、ゴアおよびその付近において、八パーセントまでのウスラを容認した。
- 三、現地のカトリック教会(司教区側)は、右の国王の指令に反対し、その廃止を要求した。つまりウスラ徴取には、あくまで反対する姿勢を堅持している。
- 四、しかし、とくにサン・トメのキリスト教会では、その教会を預かる教区司祭(カサナルと言う)の間で、現地で行われているウスラ徴取を、容認しようという傾向が強かった。マテウス・ディアスなる司祭は、その旨ポルトガル国王に献言した。
- 五、イエズス会は、右の教区司祭カサナル一派の動向を批判した。

司教区側としても、一五八五年ゴアで開かれたゴア司教区会議では、サン・トメ教会を司るアンガマレ大司教が、ウスラの廃止に向けて尽力すべきだということを、決議している。但し、同じ罪悪でも、聖職売買との間には、その取扱いにいささか差異が認められる。

六、ローマ教皇としては、当然のことではあるが、東インドに対しても、ウストラ徴取を非とする見解を堅持した。

七、総じてイエズス会士は、これら東インドにおけるウストラ徴取を非とし、その廃止に向けて努力を行い、そしてそれなりに、成果も認められたようであるが、その一方で、これの全面的禁止は困難を極め、一部会員の間で、或る程度現地の慣行を容認すべきである、との声も聞かれた。ウストラの問題について、凡て一樣にこれを律することをせず、現地の宣教師の裁量に任せてもらいたい、それが出来るだけの特権を、教皇から得てほしい、といった意見も聞かれた。こういった点、イエズス会の中にも、一部の会員については、カサナルたちの判断や見解と相通じるものがあつた、と言えよう。

## 七

西インドにおけるウストラに対する対応について、少し触れておきたい。ウストラ徴取は、西インドの教会においても、同様に問題化した。

一五六五年一月ヌエバ・エスパニーニャ大司教アロン

キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について

ソ・デ・モントウーファルは、スペイン国王に対し、ヌエバ・エスパニーニャにおけるウストラ徴取の実情について、報告している。その年開かれた同地の第二回目の司教区会議シノドにおいて、このウストラの件が討議された。そして、行き過ぎた利子を強要した高利貸ウツレに対しては、破門罪を科する旨、決定したという。ヌエバ・エスパニーニャの宗教裁判所において、取り上げられた問題の一つが、このウストラ徴取であつた。<sup>(39)</sup>

ウストラの問題が西インドにおいて、いかなる取り扱いを受けていたかを考える上で、第一に拠り所とすべきものは、インド法であろう。自らインド枢機会議コンセホ・デ・インディアスの役人でもあつたフアン・デ・ソロルサノ・ペレイラは、西インド統治のための法律であるインド法の集成を志し、独自にその作業を進め、*Política Indiana*. (1647) を編纂した。公的なインド法集成としては、ソロルサノ・ペレイラの没後、*Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias*. (1680) のタイトルで刊行された。いま右の *Política Indiana*. に拠ると、ウストラについて、次のように規定されている。

「ウストラは冷酷、不正、不法なるもの故に、あらゆる法により、禁止せしめるものである。なぜなら、ウストラ



付きで自分のかねを貸与する者は、怠惰に休息したまま、貪欲にも隣人に損害を与えることによって、利得を得ることを望む。一方その隣人は、ウストラを支払うかねを集めるために、労働をして、死にいたらねばならないからである。このことは、アリストテレス、キケロ、その他の重立った著者たちが、ウストラを嫌悪して、その他の多くの事柄を挙げつつ述べている通りである。<sup>(40)</sup>

このようにインド法では、ウストラは、中世スコラ学の伝統的教説に準拠して、簡明に処理されている。<sup>(41)</sup>

フィリピンにおいても、ウストラの横行を訴える教会関係者の記録は、少なくない。フランシスコ会士フアン・デ・プラセンシアは、一五八九年一〇月タガログ族について記録している中で、過去・現在を通して法外なウストラの徴取が行われており、これが洗礼や告解に対して、大きな支障になっている、と述べている。<sup>(42)</sup>

イエズス会士ペドロ・チリーノ著『フィリピン諸島報告書』の第四十六章は、「フィリピン人のウストラと奴隷について」との題であるが、その主な箇所を訳出すると、次の通りである。(傍線引用者)

「この国民が共通に持っていた悪徳——これは、偶像崇拜という彼らの底知れぬ奈落から湧き出たものである

が——の**一つは、飽くことを知らぬ貪欲であつた。**〔中略〕彼らは、貸与するときには常に、貸し付けた額の上に、自分たちに支払わせる**利得**<sup>ガナンシア</sup>について、取り決めをした。しかも悪徳はこれに留まらず、その**利得**<sup>ガナンシア</sup>即ち**利子**<sup>クレンシメイト</sup>は、返済の遅延により、増額していった。従つて時間の経過とともに、それは債務者の全支払能力を超えた。その為、負債のためにこの哀れな債務者は、奴隷として我が身を提供せねばならぬ羽目になった。しかもそれ以降、彼の子孫たち全員が奴隷の身となった。

彼らの間に存在した今一つの悪徳は、ウストラおよび奴隷である。即ち、負債の元金の代わりに、債務者またはその息子が、直ちに奴隷にならねばならず、そしてそれは、彼らの間で慣行となっているウストラや追加金付きで、それを返済するまで及んだ。この結果、債務者である、負債の保証をした者であれ、その子孫の凡てが奴隷になった。〔中略〕これは、彼らの改宗に対して、少なからざる障害となった。〔中略〕

しかし一方で、敬虔な人々が困難を押して、かねを払つて請け戻し、他方国王の裁判所が、自由を求めている虐げられた人々から事情を聴取して、救済の手を差し延べ、そしてさらに、われらが主なる神が、洗礼と告解に

より、大勢の人々に感化を及ぼし、非常に多くの人々が、身請けされた。ウストラもまた、速やかに減じてゆき、増額させてゆくことなく、当初の利得で満足するようになった。しかし、もう既に、われらが主の恩寵により、オグムク〔レイテ島南部の地名〕とレイテ島全域のみでなく、イエズス・キリストを識るその他凡ての島々において、これは凡て廃止され、人々はキリスト教的孝愛と愛徳とによって、行動している。<sup>(43)</sup>」

フィリピン原住民の間で行われていたウストラ徴取に対する、教会の対応を伝える史料である。とくに傍線の箇所の記事は、ウストラ徴取を承知で洗礼を授け、その後告解を通して矯正していったことを窺わせる。

マニラ大司教ミゲル・ガルシア・セラノ（アウグスチノ会士）は、一六二二年同大司教区内の、各修道会が管理する小教区の巡察を決議し、その年の六月、先ずフランシスコ会士の預かるディラオ小教区から、それを始めた。その巡察に当たって、同小教区において犯されていたら、大司教まで報告するよう指示したいろいろな罪の中に、次のような事項がある。

「高利<sup>ロソ</sup>および利得<sup>ガシシス</sup>付きでかねを貸したり、即金で支払いをする場合のその品物の価値以上の価格で掛け売り

をしたり、詐欺およびウストラのべてんにかけて前以てかねを貸し、それによって物を安価に購入したりする、不正利得者<sup>ズレ</sup>が<sup>44</sup>いるのを知らないか。」

ディラオ（マニラ城壁外）には日本町があった。右に記した通り、フランシスコ会士がその聖務を担当した。同地におけるウストラの問題に対して、彼らは厳格な対処の仕方をしたようである。以下に見る通り、日本においてこの件をめぐって、イエズス会の布教政策をフランススコ会士が批判する際に、彼らは、このディラオにおける実績を引き合いに出して論ずる。

## 八

次に、日本キリシタン教会においては、このウストラの問題への対応をめぐって、如何なる論議を呼び、そしてそれはどのような決着を見たのか、記述してみたい。

日本布教においても、修道会を問わず、基本的にウストラ・オンゼーナを罪悪視したことは言うまでもない。一五八九年一〇月七日付加津佐、一五八九年度イエズス会日本年報に次のように見えている。

「ここ有家には、さらに二人の重立った人物がいた。その内の一人は、異教徒の時に結婚した最初の妻を家か

ら追い出し、妾たちと同棲していた。しかも富裕であったので、多額のオンゼーナを取っていた。「中略」

「右の」最初の男は妾たちを棄てて、<sup>イン・ファキエ・エクレシ</sup>「教会において」<sup>アエ</sup>「改めて」最初の妻と一緒にたばかりでなく、

「語判読不能」ものを返し、自分で経費を負担して、教会を一つ建てた。<sup>(45)</sup>

修道会を問わずウストラを罪惡視したとは言っても、先にも触れた通り、修道会の間にはこの問題についていささか見解の違いもあり、それが、日本における布教政策の差異となって表面化した。

フランススコ会士マルティン・デ・ラ・アセンシオンは、一五九六年来日し、その翌年殉教した二十六聖人の一人である。日本滞在中、日本におけるイエズス会士の活動を批判した二通の報告書を記述したために、イエズス会士との間に激しい論争を招き、ヴァリニャーノがイエズス会の立場に立って、『弁駁書』を執筆することになる。そのアセンシオンの報告書の一つ、『日本の諸事情の報告』（日付なし）には、次のように見えている。

「私は、彼ら「イエズス会士」が擁する最も博学なパードレの一人「アルバレス教授の推定ではペドロ・ラモン」と語り会った。というのは、マニラで日本人たちの聖務を

担当しているフランススコ会の聖職者は、予め婚姻・ウストラとその返済を調べることなしには、何人たりとキリスト教徒にはしなかった。この点正そうとしない者は、キリスト教徒にはしたくない、との意向だったからである。彼は、私に次のように言った。それ程締め付ける必要はない。というのは、「鼻をしぼれば、血が出」<sup>(46)</sup>るかである。彼ら「イエズス会士」は、当地で洗礼を授けるに当たり、このことについては、何も尋ねない。それをする<sup>なんびと</sup>と、何人もキリスト教徒になろうとしないからである。彼らは、告解の場で彼ら「日本人」にこれらの事柄を少しずつ教えてゆくまでは、彼らを、<sup>イダノランシニア・イン</sup>「やむをえざる不知」<sup>ベンシレ</sup>の儘に放置しておくのだ、と。「中略」

彼ら「イエズス会士」は、それ「やむをえざる不知」は、良心をもって行為しないあらゆるものに、本質的に備わっているという<sup>こと</sup>を、分らせようとしている。仮令それが、あらゆる人々にとって、自然法に反するものであっても。それ故彼らは言う。暴君の軍隊において、不正義の戦いの場で行われるような、殺害や盗みについて、兵士は、この「やむをえざる不知」により赦される。いかなる場合であれ、主人がその家臣に対して科する、不正義の死罪の執行者になることについて、その主人の

従者は赦される。ウストラ・暴利<sup>ログレ</sup>、および多数の種類<sup>ト</sup>の取引について、赦される。何故なら、彼らは罪を犯したことが、分かっていないからだ、と彼らは言う<sup>(47)</sup>。」

また、一五九四年に日本に渡来した、同じフランス会のマルセロ・デ・リバデネイラは、その『日本の諸事情の覚書』の中で、次のように記している。

「第二、「イエズス会の」パードレやイルマンたちは、洗礼志願<sup>カテキ</sup>の異教徒たちに対し、洗礼の前に、ウストラ・暴<sup>テイ</sup>君政治<sup>ラニ</sup>・過重な租税・多数の蓄妾・情交、その他の必要条件について調べることをせずに、それらは凡て「やむをえざる不知<sup>(48)</sup>」による、最初の告解の際に凡てを調査しよう、と言う。」

さらに、教皇グレゴリウス十三世小勅書（一五八五年一月二八日付、イエズス会単独日本布教を認可）廃止運動の、フランシスコ会側の中心人物であるフランシスコ・デ・モンテイーリヤは、一五九八年五月一日付でローマで記述した陳述書の中で、次のように述べている。尚モンテイーリヤは日本に来たことはない。

「私は、シナのマカン「マカオ」市にいた時、かつてイエズス会士たちの日本の準管区長であった、パードレ・フランシスコ・カブラルの口から、次のことを聞いた

キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について

た。即ち、日本人たちに洗礼を授けるに当たって、「イエズス会」パードレたちは、過去の離婚・ウストラ・盗み・奴隷<sup>エスクラボニア</sup>駆使について質すことなど考えない、と。そして彼は、後の告解の時まで、凡てそのままにしておく、と言う。彼らが示したこの人間的配慮と悪知恵<sup>カウチ</sup>の故に、あの「日本」キリスト教会は、基盤の弱いものになってしまい、彼らの間に離婚が浸透し、しかもそれが正しいことであるかのように、思われてしまう危険が大である<sup>(49)</sup>。」

同じフランシスコ・デ・モンテイーリヤが、一五九七年一月二一日付マドリッドにて、インド枢機会議に提出した覚書にも、次のように見えている。

「第二に、われわれは次のように申し述べる。「イエズス会」パードレたちは、常々日本において、信仰を求めて来る人々に対し、まず最初に、ウストラ・盗み、その他洗礼の恩寵を妨げるかもしれない事柄について、正させることをしない。そして、彼らに対してこの点を余り問題にすると、洗礼を受ける者は僅かになってしまう、と言い張る。」

一方われわれ跣足修道士は、まず最初に、彼らに課せられている義務を凡て彼らに明示する。罪に陥ったまま秘蹟をうけようとしたら、また実際に受けたりすること

のないようにするためである。彼ら「跣足修道士」は、義務付けられている事を先ず最初に果たさない限り、何人にも洗礼を授けたりはしない。カステイリヤの、われわれのインディアスでの慣行——それは、改宗事業に携わっている凡ての修道会から意見が出され、そして承認されたものであるが——に基づいている。しかし「イエズス会」パードレたちは、これを新奇な行動様式だと思っているようだ。しかし実際はそうではなく、彼ら「跣足修道士」が常々行なっていることだ、というのが真相である。つまり、彼ら「イエズス会士」は、この点教会のその他の聖職者たちの行動様式とは、一致しないわけである。というのは、「西インドにおいては」洗礼を求めるインディオに対し、彼らの財を凡て放棄しない限り、何人に対しても洗礼を授けない、ということをわれわれは知っている。彼らが、ウストラによってその財を儲けたことが、分かっているからである。また公然たる高利貸たちに対しては、その義務に従って先ず最初に「ウストラを」返却しない限り、秘蹟の執行は行わない。かのシナや日本の地方の凡ての異教徒は、秘蹟を受ける資格を失うような、盗み・不正義の戦争・暴君的奴隷駆使といった、明白にして公然たる他の諸々の義務「不履

行」以外に、ウストラでない契約を行なっている者など、一人もいないのは確かである。神に触れ熱心に洗礼を求め人々には、それが可能なのであるから、彼らに対しても、容易に矯正することが出来る筈だ。<sup>(50)</sup>

以上を要するに、フランシスコ会士は布教に当たって、ウストラ徴取の罪の問題に対して厳格に対処してきた。具体的に言うると、徴取したウストラを返さない限り洗礼を授けない、などの方針を堅持した。これに反しイエズス会士は、日本においてこの点を余り杓子定規に強要すると、却って布教の妨げになる。洗礼を授ける時点では、この点の罪を「やむをえざる不知」によるもの、として咎め立てることをせず、その後の告解を通して矯正してゆく方針で臨んでいる、と言って批判する。この問題をめぐるイエズス会の現地適応政策には行き過ぎがある、というわけである。

このような、フランシスコ会士から投ぜられた批判に対し、ヴァリニャーノは『弁駁書』の中で、どのように反駁しているのだろうか。同書第二十二章（一五九八年一月マカオにて執筆）には、フランシスコ会士アセンシオンの言い分を挙げた後で、以下のように記されている。

「ここ迄が、托鉢修道士〔アセンション〕の言い分である。もしも彼が、それらの事柄を立証することが出来るならば、まさにその狙い通り、われわれを貶めるような事を、巧みにいくつも並べ立てたものだ。しかし、既に他の諸々の事柄について、われわれが検討してきたところから、彼がどれ程純粋な気持で、またどの程度の眞実性をもって、これらのことを語っているか。そして彼が言うことを、どれ程信用することが出来るかが分かる。上述の通り、彼が述べている事柄そのものからも、「イエズス会」パードレたちが博士たちの教説に基づいて、慎重に識別していることを、彼が混同していることが分かる。〔中略〕

ウスラとして知られている或る種の契約についても、同じことを言いたい。即ち、そこに何らかの不正義があるかどうかを知るのは、非常に難しい。もしもそれらに對して、余りに懷疑的であろうとすると、大勢のキリスト教徒が悪意を抱き、何らの実りも生まないばかりか、改宗に對して、非常に大きな障害となるであろう。この理由から、これらの契約の内の或るものが、事情によっては見逃されているのも、尤もである。昔は、ヨーロッパのキリスト教徒の間では、ウスラや、それよりもはる

キリシタン布教における「ウスラ」徴取の問題について

かに不法であることが明らかな契約までが、キリスト教徒の皇帝たちがそれらを禁ずる公法を制定したにも拘らず、永い間にわたって見逃され、これは、教皇や公会議がそれらを禁止するまで及んだ。それ故、彼らに對して強制力を持ちうる程の、教権も俗権もなく、そういった事柄を充分識別出来るだけの、教養レトラスや専門的知識ツェンツァスも原住民の間に無いような、非常に新しいキリスト教会においては、これらの不都合に對して、凡て一括して判決を下してしまいたいと願うのは、聖パウロの教説に即していない。誕生した許りの、つまり信仰に改宗した許りのキリスト教徒を、最初はミルクで、そしてその後皮つきのパンで育ててゆく、という教会が常にとってきた手法にも、即していない。これこそ、「イエズス会」パードレたちが実践していることであり、同托鉢修道士が指摘するような、「やむをえざる不知」を隠れ蓑にして、偶像崇拜その他、諸々の罪を見逃すが如き越権行為を、われわれの仲間が犯しているわけでは、決してないのだ。<sup>(51)</sup>

このようにヴァリニャーノは、アセンションに對する反駁として、やはり他の在日イエズス会士と同様、「やむをえざる不知」を理由に、あらゆる種類の罪を凡て事前に正すことを義務付けたのでは、日本人の改宗にとつ

て妨げとなり、それはパウロの教えに従うことにもならない、と力説する。イエズス会士のこのような見解は、いうまでもなく、日本在来の慣行に出来るだけ順応しようという、適応政策に立ったものである。

## 九

フランシスコ会士が日本に渡来して布教に参入し、イエズス会士との間に、具体的にウストラを含む諸問題をめぐって論争が展開する、その直前のことであるが、一五九二年に第一回のイエズス会日本管区会議が開かれ、その後ヒル・デ・ラ・マタが、管区代表としてローマに派遣された。彼がヨーロッパに赴くに当たつての重要な任務の一つは、ヨーロッパのキリスト教国とは、全く慣習を異にする日本で布教を進める際に、常に宣教師が悩んだ倫理神学上の諸々の疑問に対して、一つの解決を得ることであった。マタはローマに入る前に、暫くスペインに滞在し、その間アルカラ大学その他の教授たちに、日本の倫理上の諸問題を諮問したが、その内の一人がガブリエル・バスケスであった。バスケスは一五四九年スペインに生まれ、アルカラ・デ・エナレスで哲学を学んだ後、イエズス会に入会した。アルカラ大学、コレジオ・

ロマーノ、その他で神学を講じ、一六〇四年に死亡した。倫理神学者として、重要な著作を遺している。<sup>(52)</sup>

恐らくドミニコ会士が、日本布教をめぐってイエズス会を弾劾する文書を作成、マドリード政庁に提出したのに対し、イエズス会側（執筆者不詳）が反駁して、同じくマドリード政庁に差し出した文書（一六〇九年一月）に、次の一節がある。

「パードレ・ヒル・デ・ラ・マタが、管区代表として日本からローマとこのマドリードの政庁に來たが、そのとき彼は、この為に携えて來た、かの管区のイエズス会士たちの特別の命令により、日本において疑問があつた凡ての良心問題を書面にして、エヴォラ・コインブラ・サラマンカ・アルカラその他の大学の博士たち、そして最後にローマにおいて総会長に提出した。総会長は学識者たちに、それらを検討するよう命じた。そしてその後で、それらを教皇聖下に諮った。「結論を」一層確實なものにする為であり、また日本の「托鉢」修道士たちが、これらの件で抱くかも知れない疑問を、凡て除く為でもあつた。これらの良心問題についての回答は、今日アルカラでは、パードレ・ガブリエル・バスケスによつて記述済みであり、他の土地では、別の人々によつて記

述されている。そして、パードレ・ヒル・デ・ラ・マタが、自分の「日本」管区に戻った時に、それらを齎した。<sup>(53)</sup>

この時のマタの諮問事項の中に、日本においてウストラの問題にどう対応すべきか、という点が含まれていた。

この諮問に対するバスケスの回答は、イエズス会総会長とローマ教皇によって承認されており、<sup>(54)</sup> 当時のカトリック教会における、一つの基本的な公式見解と看做してよいであろう。この回答文書は、一五九八年八月マタにより、日本に齎された。因に、マタは一五九六年九月ゴアに着き、そしてマラッカから日本に直航帰着した。<sup>(55)</sup> 従って、ヴァリニャーノが先の『弁駁書』をマカオで執筆した時は、マタにより将来されたこのバスケスの回答は、未だ見ていなかったものと思われる。同文書（諮問事項とバスケスの回答）のラテン原文とそのスペイン語訳が、ロペス・ガイ神父によって紹介されているので、それにより、ウストラに関する箇所を次に訳出する。

「ウストラについて

12、高利貸<sup>ウスレ</sup>たちに対し、もしもそれが可能ならば、洗礼を受ける前にウストラを返すよう、義務付けなければならぬか。または、洗礼を受ける前には、何の忠告も効果がないのを見越して、告解の秘蹟が近づく迄、その返

却を強制しないでおく方がよいか。バーゼル公会議「一四三一年」第一九<sup>セッション</sup>総会における発言に基づいて、彼らは不確かな、または疑わしい財を保有することが出来るか。

13、善意<sup>ブエナ・フエ</sup>。「客観的には罪となる行為を許されていると思ひ、または客観的には不法な所持を合法と信ずる、罪のない誤った確信を指す<sup>(56)</sup>」でもって取得し、そして同じく善意でもって消費したウストラは、返さなければならぬか。何がしかのウストラを付けて借金をするのは、慈悲の行為だというのが、日本人たちの見解だということを、考慮にいれなくてはならない。

14、善意<sup>ブエナ・フエ</sup>に基づいて、ウストラにより何がしかのものを受け取り、しかも告解に来る時に、そのことに対して何ら良心の呵責を感じていない者は、その点に心配りをさせなければならぬか。尤も、その一方で聴罪<sup>コンフェッション</sup>司祭は、そのような者は仮令訓戒を受けても、恐らく何も返すまい、と考えているであろうか。

15、ウストラに関する教説の公布は、改宗を助けるより、むしろ妨げるであろう、ということが予想されるならば、その公布は延期しなければならぬか。

16、とるに足りないことが原因で追放されるのが、日本では当たり前である。その場合、追放された者たちは、



殆ど常に、他の物と一緒に家族の財を失う。それ故、かつて借り入れた借財を返済することは、不可能になる。このような危険があるため、貸借に当たって、合意の上で一定の利得を決め、毎年いくらとすることを定めることが、出来るかどうかという点が、疑問に上っている。

17、有益な貸付金を基に善意で得た利得を返すよう、告解者を強制しなければならぬか。この利得が主たる負債「負債元金のことか」を上まわっているにも拘らず、訓戒が何の効果もないと予想され、その上、告解者がそのことについて、何ら良心の呵責を感じない場合のことである。

〔バスケスの回答〕

12、返却させるのは、洗礼を受けるまで待つのが、正しいであろう。返却させねばならない場合にも、最も適当な時まで待つのが正しい。また彼らに対して、バール公会議の決議を守ることは、可能である。

13、博士たちの共通の規則は、遵守しなければならぬ。即ち、善意により他人の財を消費した者は、他人の財によって豊かになった額だけ、返却しなければならぬが、それ以上である必要はない。

14、聴罪司祭は、告解者に対して訓戒をしなければならぬ。

らない、と思われる。何故なら、彼には「やむをえざる不知」があったとはいえ、第三者の損害が問題になっているからである。また、もしもその告解者の良心を目覚めさせ、いずれ返却させることが出来るかも知れないようなら、聴罪司祭は告解者に対して、訓戒を与えねばならないからである。

15、或る期間黙認するのが良いであろう。

16、そのような危険の故に、貸し付けた額よりも多くを受領することは、構わない。危険の度合いや、その土地の慣習に注意を払って、その額を決めなければならぬ。

17、良心問題第13および第14についてと、同じことを言わねばならない。<sup>(57)</sup>

要するにバスケスは、徴取したウストラは、仮令それがいかに善意によるものであっても、返却しなければならぬ、ということを前提としながらも、その返却を、洗礼を授けるに当たっての要件とはせず、洗礼を授けて後の適当な時期まで待って、それを返させればよいとした。但し、洗礼を授けた後は、罪はあくまで罪として、告解の場を利用して、その者を矯正してゆかねばならぬ、と断っている。ウストラの問題に対するこのようなバ

スケスの見解は、イエズス会士が日本でとった方針——それはフランシスコ会側から強く批判されたものである——を、基本的に承認するものであった、と言ってよいであろう。

## 十

イエズス会士が日本において、ウストラの問題に対処した基本的姿勢と、彼らに対して神学的見地から一つの指針を与えた、イエズス会士バスケスの見解は、右に述べた通りである。しかし、根本理念とは別に、現実にはもう既に、キリシタン布教が進められた頃は、一方では、ウストラを反社会的なものとして罪悪視する、中世以来のスコラ学思想が根強く残る半面、現地の慣行に対して順応するなど、現実に即応して、名目を設けて解釈を拡大させていった。例えば、その市場で現に通用している利子は、ウストラとは呼ばずに、インテレッセなど別の名称を用いて許容すべきである、といった見解が、スコラ学の中にも現れてきたことは、先に記した通りである。こうなると、許容出来る適正な利子かウストラかを識別すに当たっては、いろいろな基準が考えられるであろうが、中でも最も重要な点は、矢張りその利率——それは

その土地の金利の実勢に即応した数値になる筈である——ということになる。

キリシタン教会においても、利子の徴取そのものを、凡て罪惡として排斥する思想が存在する一方で、許容出来る利率はどれ程かといった見地に立って、現実はその数値が問題として取り上げられたことも、事実である。大凡の傾向として、スペイン系托鉢修道会は前者、<sup>(58)</sup>イエズス会は後者の立場に立った、と言ってよいであろう。以下、具体的事例をいささか挙げてみたい。

ヴァリニャーノの『日本諸事要録』<sup>(59)</sup>(一五八三年)に、次のように記されている。

「第一の公益質屋に関しては、日本の貧困は甚だしく、貧者たちは生きるために常に高利貸<sup>ウクレ</sup>たちの横暴に操られる外ない。彼らは、年に七〇〜八〇パーセント強奪するほど、貧者たちを締めつけ、期限に支払わないとウストラを二倍にするので、短い日数で借金をするに当たっての担保が流れ、少額<sup>(59)</sup>を貸与しながら、価値の大きいものを手に入れてしまう。」

この記述は、年利七〇〜八〇パーセントの利子に対しては、日本イエズス会は明らかにウストラと看做していたことを示している。

同じヴァリニャーノは、『日本諸事要録の補遺』(一五九二年)の中で、次のように記している。

「第三の良心問題は、ウストラに関してである。日本人たちはこれを罪とは思わない許りか、それが余りに行き過ぎな程重いものでない限り、これを慈悲の行為とさえ考える。「中略」異教徒たちは、通常殆ど倍額を返済させる。しかし、キリスト教徒たちはそれ程苛酷な振舞はず、凡そ四分の一の利得で満足するであろう。「中略」

「ウストラの禁止は」今ここ日本においては、疑いなく大きな障害となる。キリスト教徒たちが四分の一までの利得を得ることが出来るような、何らかの口実と方法を用意すべく尽力し、ウストラにならないで利得が可能な方法を正当化すべく努めても、彼らは教育がなく、そのような識別をする能力もないので、凡てを余りに一般化してしまふ。それ故、どうしたらウストラを止めさせることが出来るか、私には分からない。というのは、四分の一以上では借りてはならないとしか、彼らには理解出来ないように一般に思われるからである。<sup>(60)</sup>」

この記述から、次の二点がわかる。

一、日本イエズス会としては、利率——年利か——二五パーセントに一応の線を引き、これ以上はウストラとし

て禁止した。

二、二五パーセント以下なら凡て容認したわけではなく、この枠内で、容認出来る正当な利得と、罪悪であるウストラとを識別すべきことを、指導しようとしたが、この点日本人の理解を得るのは困難であった。

同じ頃イエズス会は、会自体の経済的窮乏を救うために、二〇パーセントの利子でキリスト教徒たちから借金をしている。フロイス著『日本史』に、次のように見えている。

「迫害が加えられた近年、多大な損失と出費を余儀なくされて、イエズス会は極度の困窮に陥っていた。それは大変深刻なもので、イエズス会はその年の出費を助けるために、キリスト教徒たちから三〇四〇〇〇タエルを借り、二〇パーセントの率「の利子付き」で彼らに返済するところであった。<sup>(61)</sup>」

一六二四年一月二〇日付大村宰、フランシスコ会士ソロテのローマ教皇宛書簡に、次のように記述されている。

「[イエズス会士たちは] 適応策において、慣習と業務とを考慮して、担保をとった上、三〇または二〇パーセントをとることを許す。<sup>(62)</sup>」

このソテロの記述は、先のヴァリニャーノの記事と、利率——年利か——について大体符合すると言えよう。但し、担保について、ヴァリニャーノは言及していないのに対し、ソテロは担保付きの貸借であったように記している。しかし、この記述のみで、凡てを担保付きと断定することは出来ないであろう。

一六三二年二月二九日ディエゴ・コリヤード等托鉢修道会側は、布教聖省に対し、日本における布教政策の面で、イエズス会士との間に見られた相違点を一二項挙げて、その統一の必要を訴える覚書を提出したが、その第一項として、次のように利子の問題を取り上げている。

「現地の慣習に従って、元金に対する保証の有無に拘らず、二〇または三〇パーセントでかねを貸すことが出来るであろうか。<sup>(63)</sup>」

右は、イエズス会が日本における布教政策として、貸金に対して担保の有無に拘らず、二〇〜三〇パーセントの利子の徴取を許している事実を批判的に取り上げ、その是非を問おうとしたものである。担保についての記述に差異はあるが、利率については先のソテロの書簡と一致している。

『高来に於いてパアレ・ジャコメ・アントニヨ・ヂ

キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について

ヤノネの編める組の掟』（元和六年二月二六日、ほろびんしある「管区長」）の内、「第二、こむふらりやの人数一人つゝ保つへき条々の事」に次の一条がある。「六、米粃又はぎんすにてもあれ三わりの外有べからず。」

同じ掟の内、「第三、くみの帳よりけづらるべきあやまりの条々の事」にも、次の一項がある。「七、三わりのうへに利ばいをとる事。<sup>(64)</sup>」

即ち、一六一九年に日本に再渡来して高来地方で活動したイエズス会パードレ・ジャンネが組織したコンフラリア「さんたまりやの御組」の掟として、組の者は、粃・銀のいずれであれ、三〇パーセント以上の利子をとって貸与してはならない、と命じ、もしもそれを犯したなら組から除名する、との定めである。つまり、日本イエズス会として、三〇パーセントまでの利率は容認していたことを示すものである。利率に関しては、先のソテロやコリヤードの記載と略合致している。

ディエゴ・コリヤード編とある『キリシタンの懺悔告白』に、次のように見えている。

「さて、また我ら渡海せらるる衆に、その商いの為と、万事にも金を貸しまらする。しかれば、損をせぬ為に、まず、その衆よりその貸金の質を預けて置いて、そ

の上利も取りまらする。たとえば、百目を貸す時は、  
 帰朝して百二十か二十五か三十か取りまらする。<sup>(65)</sup>」

右に見える二〇〜三〇パーセントの利子であるが、こ  
 れは海外渡航商人への貸付であるから、期間は一年では  
 なく、出港から帰港まで、通常のケースでは凡そ半年で  
 であろう。従って、右の利率も年利に直すと相当な高率に  
 なる。信徒なら、当然懺悔せねばならぬ事柄であろう。

この懺悔録がドミニコ会士コリヤードの編纂になるもの  
 であった点にも着目すべきで、先のソテロの書簡同様、  
 托鉢修道会が日本において、利子の問題に対してイエズ  
 ス会士以上に厳しい姿勢で臨んでいる、ということをも訴  
 える狙いがあったと考えてよいであろう。

根本史料とは言えないが、バルトリ著『イエズス会の  
 歴史 日本編』の中に、次のように記述されている。

「その後、蓄積された財が、抜け目のないウストラの貸付  
 により利益を上げた。即ち、ここでも、領主たちの家臣  
 たちに対する特権により、彼らが貸した額の五〇ないし  
 六〇パーセントを、収穫の際に徴収する。<sup>(66)</sup>」

即ちここでは、五〇〜六〇パーセントの利子と呼ぶの  
 に、ウストラ——形容詞形を取る——の語を充てている。  
 貸借の期間は不明である。

以上引用してきた史料に基づいて、利率に着目する  
 と、ウストラに関するキリシタン教会の見解を次のように  
 纏めることが出来る。(尚、以上の史料に見える利子で  
 あるが、最初の『日本諸事要録』には年利の旨明記して  
 あるが、その他はこの点を断っていない。コリヤード編  
 『懺悔告白』とバルトリとは、殊に不明確で年利でない  
 公算が大である。しかし、その他については、一応年利  
 と解しておく。)

一、イエズス会は、年利二五〜三〇パーセントまでの利  
 子は、一応容認した。尤も、この枠内なら無条件で認  
 めたわけではなかったようであるが、日本では、貸借  
 の内容により許容出来る利子か否かを識別させること  
 は困難であったため、一定の利率を明示する必要があ  
 ったようである。

二、右の利率以上の利子は、凡てウストラと看做した。

三、いずれの場合も、担保については明確なことは分か  
 らない。一定したものはなかった、と言えるのではな  
 いであろうか。

四、托鉢修道会は、このウストラの問題では、概ねイエズ  
 ス会より厳格な姿勢を貫いた、と言ってよい。<sup>(67)</sup>

註

- (1) R. Sierra Bravo, *El Pensamiento Social y Económico de la Escolástica*, I, Madrid, 1977, pp. 157-195. *Ibid.*, II, 1975. T. F. Divine, *Interest, the Marquette University Press*, 1959, part I. B. Nelson, *The Idea of Usury, the University of Chicago Press*, 1969. N. Jones, *God and Moneylenders*, Oxford, 1989, pp. 1-46. 上田辰之助『聖トマス経済学』臨川書店、昭和五三年、二二三—二五四頁。上田辰之助『トマス・アクナス』三省堂、昭和九年、二二九—二五七頁。シェイカー・ヴァイナー著、久保芳和他訳『キリスト教思想と経済社会』嵯峨野書院、一九八一年、一〇三—一二二頁。
- (2) ポルトガル語では、ウストラ usura の外に、オンゼーナ onzena の語も略同じ意味で使用された。
- (3) *Arquivo Português Oriental*, fascículo 5, parte I, Nova Goa, 1865, p. 127. J. Wicki, *Documenta Indica*, I, Romae, 1948, p. 75.
- (4) R. J. de Lima Felner, *Subsídios para a História da Índia Portuguesa*, Lisboa, 1868, pp. 31, 62. J. G. da Cunha, *Contribuições para o Estudo da Numismática Indo-Portuguesa*, Lisboa, 1955, p. 51.
- (5) *Documenta Indica*, I, p. 75.
- (6) *Ibid.*, I, p. 75.
- (7) *Ibid.*, I, p. 607.  
キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について
- (8) *Ibid.*, I, p. 658. 尚同じ書簡にはさらに、「土曜日の晩には、私は貪欲とオンゼーナの罪について、教理の教授を行う。このため当地では、オンゼーナの取引に関して多大な実りを生んだ。」*Ibid.*, I, p. 686. とも記されている。  
また、同ガスパル・ベルゼは、一五五一年二月十六日付ゴア発、総会長ロヨラ宛書簡でも、自らオルムズで目撃した原住民の間での罪を列挙している中で、「第三は公然たるオンゼーナであった。」*Documenta Indica*, II, 1950, p. 250. と記している。
- (9) 尚シュルハンマー神父はそのザビエル伝の中で、ガスパル・ベルゼ等の文書により、オルムズにおいてモロー人・ユダヤ人その他非キリスト教徒によって営まれていた、ウストラ徴取を含む悪徳にみちた生活ぶりとして、キリスト教宣教師によって行われた、その矯正に向けての努力について記述している。G. Schurhammer, *Francis Xavier*, IV, Rome, 1982, pp. 381-384.
- (10) *Documenta Indica*, II, p. 3, nota.
- (11) トメ・ボンズ『東方諸国記』岩波書店、一九六六年、一六四・一六五・五七二・五七三頁。リンスホーテン『東方案内記』岩波書店、一九六八年、一六三・一六五・一六六頁。P. da Trindade, *Conquistista Espiritual do Oriente*, II, Lisboa, 1964, pp. 324, 325.
- (12) *Documenta Indica*, V, 1958, p. 417.

- (13) Ibid., IV, p. 231.
- (14) Ibid., III, p. 808.
- (15) Ibid., V, pp. 409, 410.
- (16) Ibid., VI, 1960, p. 145.
- (17) Ibid., XI, 1970, p. 630.
- (18) Ibid., XII, 1972, pp. 186, 187. 一五八一年一月一日付コチン発「アンガマンの司教座聖堂助祭シヨルシヒの「イエズス会総会長宛書簡にも」これと略同文が記されてゐる。Documenta Indica, XII, p. 189.
- (19) Ibid., VI, p. 451.
- (20) 歴史的にローマ教皇庁において「このウストラの問題に対して、如何なる意思決定がなされてきたかを通覧するには、デンツィンガー編、浜寛五郎訳『カトリック教会文書資料集』エンデルレ書店、昭和五七年、が便利である。(特に二八〇・二八一・七一六・七四七・七五三・七六四・八二八・九〇六・一三五五―一三五七・一四四二―一四四四・一九八一・一九八二)」。T. F. Divine, op. cit., pp. 59-64, 80-86.
- (21) 『マテオ』一〇一八。
- (22) 『使徒行録』八一二〇。
- (23) 『ルカ』六一三五。
- (24) V. de Paiva Manso, Bullarium Patronatus Portugal-liae, Appendix I, Olisipone, 1872, pp. 75, 76. Documenta Indica, XI, p. 68, nota.
- (25) 弧児・寡婦の利益を守る法律的擁護者。C. R. Boxer, The Portuguese Seaborne Empire, London, 1969, pp. 274, 388.
- (26) Documenta Indica, VII, p. 86.
- (27) Ibid., VII, 167.
- (28) S. R. Dalgado, Glossário Luso-Asiático, II, Reimpr. da ed. orig. de Coimbra, 1921-1982, Hamburg, pp. 188, 189. G. Schurhammer, op. cit., II, Rome, 1977, pp. 306.
- (29) Ibid., VII, p. 197.
- (30) Ibid., VII, p. 482.
- (31) Ibid., VII, pp. 569, 570.
- (32) Ibid., X, p. 952.
- (33) Ibid., X, p. 971.
- (34) Ibid., XI, p. 518.
- (35) Ibid., X, p. 976.
- (36) Ibid., XI, p. 68.
- (37) Ibid., XIII, 1975, p. 272.
- (38) Ibid., XV, 1981, pp. 493, 494.
- (39) R. E. Greenleaf, La Inquisición en Nueva España siglo XVI, México, 1981, pp. 123-125.
- (40) J. de Solórzano Pereira, Política Indiana, lib. 2, cap. 16, núm. 70, tomo I, pp. 285, 286.
- (41) Recopilación de Leyes de los Reynos de las Indias,

りた。ヤムラに關する規定は異なりなうと云へる。

F. Calderón, *Historia Económica de la Nueva España en tiempo de los Austrias*, México, 1988, pp. 304, 305. ヲ參照した。

(42) E. H. Blair & J. A. Robertson, *The Philippine Islands*, VII, p. 180.

(43) P. Chirino, *Relación de las Islas Filipinas*, Roma, 1604, pp. 102, 103. E. H. Blair & J. A. Robertson, *op. cit.*, XIII, pp. 56-58.

(44) F. Colln, *Labor Evangélica*, III, P. Pastells ed., Barcelona, 1902, p. 694. H. de la Costa, *The Jesuits in the Philippines*, Harvard University Press, 1961, p. 421.

(45) *Archivum Romanum Societatis Iesu*, Jap. Sin. 46, f. 264v. 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第一期第一卷、同朋社、一九八七年、一二二・一二三頁。

(46) 『格言の書』三〇—三三頁。

(47) M. de la Ascensión & M. de Ribadeneira, *Relaciones e Informaciones*, J. L. Alvarez-Taladriz ed., Osaka, 1973, pp. 80, 81.

(48) *Ibid.*, p. 240.

(49) *Ibid.*, p. 81, nota.

(50) L. Pérez, "Memoriales y Otros Documentos del P.

キリシタン布教における「ウストラ」徴取の問題について

Francisco de Montilla", *Archivum Franciscanum Historicum*, XV, p. 485.

(51) A. Valignano, *Apologia*, Jap. Sin. 41, f. 104, 104v.

(52) J. López Gay, "Un Documento Inédito del P. G. Vázquez (1549-1602) sobre los Problemas Morales del Japón", *Monumenta Nipponica*, XVI-1-2, pp. 119-122.

(53) 『イエズス会と日本』二、岩波書店、一九八八年、三九二頁。

(54) J. López Gay, *op. cit.*, p. 129.

(55) J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Iesu in Japonia*, Romae, 1968, p. 960.

(56) 『カトリック大事典』Ⅲ、富山房、昭和二十七年、三三三頁。

(57) J. López Gay, *op. cit.*, pp. 134, 141, 142, 147, 148, 157.

(58) 尚シナ布教においても、このウストラ徴取のことは問題になった。イエズス会士との典礼論争の口火を切ったドミニコ会士ファン・バウティスタ・モラレスは、イエズス会士がシナ布教で取っている諸々の政策や方針に対して疑問を抱き、それに対する裁断を得ようとローマの教皇庁布教聖省に出向いた。そして一七項にわたる質問の形でイエズス会士による布教活動の実態を説明し、それに対する回答を求めたが、その中に次の一項があった。



「シナ人は、三〇パーセントの利子を徴することが許されるか。また、かね貸を生業としている者がキリスト教徒になった時、彼らは自分の職業を続けることが許されるのか。」

右の一項を含む一七項の質問に対し、教皇は一六四五年九月、それらを見て禁じたが、尤もそれは暫定的な取り決めであって、その後イエズス会・ドミニコ会等からの申し入れなどあって、教皇庁の決定はゆれる。K. S. Latourette, *A History of Christian Missions in China*, London, 1929, p. 136. 溝口靖夫『東洋文化史上の基督教』理想社、昭和十六年、三二三頁。

(65) A. Valignano, *Sumario de las Cosas de Japon*, J. L. Alvarez-Taladriz ed., Tokyo, 1954, p. 342. 松田毅一他訳『日本巡察記』平凡社、昭和四八年、一五四頁。

(68) A. Valignano, *Adiciones del Sumario de Japon*, J. L. Alvarez-Taladriz ed., pp. 483-487. 松田毅一他訳、同右、一九七・一九八頁。

(69) *Biblioteca da Ajuda*, 49-IV-57, f. 181. (東京大学史料編算所)。松田毅一・川崎桃太訳『フロイス 日本史』12、中央公論社、昭和五年、一一五頁。

(70) L. Pérez, *Apostolado y Martirio del Beato Luis Sotelo en el Japon*, Madrid, 1924, p. 312. Valignano & Alvarez, *Adiciones*, p. 487.

(73) L. M. Pedor, *La S. C. de Propaganda Fide e le*

*Missioni del Giappone*, Vicenza, 1946, p. 255. Valignano & Alvarez, *Adiciones*, p. 486.

(64) J. Schütte 著、柳谷武夫訳「二つの古文書に現はれたる日本初期キリシタン時代に於ける「さんたまりやの御組」の組織に就いて」(『キリシタン研究』二) 一四〇・一四三頁。岡田章雄『南蛮宗俗考』地人書館、昭和一八年、一二二頁。

(65) コリヤード著、大塚光信校注『懺悔録』岩波文庫、一九八六年、七二頁。姉崎正治『切支丹迫害史中の人物事蹟』同文館、昭和五年、五七三・五七四頁。

(66) D. Bartoli, *Dell'istoria della Compagnia di Gesù*, II Giappone, I, Torino, 1825, c. 2, p. 28. Valignano & Alvarez, *Adiciones*, p. 486.

(67) 参考までに、平戸イギリス商館関係の金銭貸借の事例を記してみる。

| 借主     | 金額<br>(タエル) | 利率% | 期間 | 典拠                  |
|--------|-------------|-----|----|---------------------|
| イギリス商館 | 二〇〇〇        | 二〇  | 年カ | 商館長日記一六一六年<br>二月二日条 |
| イギリス商館 | 二〇〇〇        | 二〇  | 年  | 同日記一六一七年二月<br>一七日条  |
| イギリス商館 | 一〇〇〇        | 二〇  | 年  | 同日記一六一七年二月<br>一七日条  |
| イギリス商館 | 三〇〇〇        | 二〇  | 年  | 同日記一六一七年一           |

|        |       |     |   |                                   |
|--------|-------|-----|---|-----------------------------------|
| イギリス商館 | 三〇〇〇  | 二〇  | 年 | 月二〇日条<br>コックス書簡一六一八<br>年二月一五日付    |
| W・アダムス | ?     | 二・五 | 月 | アダムス遺産目録一六<br>二〇年五月二〇日<br>(二五日)作成 |
| イギリス商館 | 三五〇〇  | 二   | 月 | 同日記一六二〇年一二<br>月一九日条及び同<br>年同月二四日条 |
| 末次平蔵   | 六〇〇〇  | 二   | 月 | 同日記一六二〇年一二<br>月一九日条及び同<br>年同月二四日条 |
| イギリス商館 | 六〇〇〇  | 二   | 月 | 同日記一六二〇年一二<br>月二八日条               |
| イギリス商館 | 一一五〇  | 二   | 月 | コックス書簡一六二一<br>年一月二〇日付             |
| イギリス商館 | 一四五〇〇 | 二   | 月 | コックス書簡一六二一<br>年一月三一日付             |

極く短期間、または特別の事情があつて、無利子で貸借が行われた事例も、僅かにあつたが、省略した。借用期間については、明記されているほうが少ないが、そう長期に及んだとは考えられず、数か月乃至一年の例が多かつたものと思う。

いま仮に月利二パーセントと二・五パーセントを、それぞれ単純に年利二四パーセントと三〇パーセントに直すと、同商館

キリシタン布教における「ウスラ」徴取の問題について

関係の金銭貸借は、殆どの場合が年利二〇〜二四パーセントで、まれに三〇パーセントに上つたことになる。つまり、日本イェズ会が原則として容認した年利が、その当時のわが国の金利の実勢を踏まえたものであつたことが分かる。

典拠にした文献は、以下の通りである。

東京大学史料編纂所『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』原文編之上・中・下。

同 訳文編之上・下。

『大日本史料』一二ノ三三、欧文七頁。

N. Murakami & K. Murakawa ed., *Letters Written by the English Residents in Japan*, Tokyo, 1900, pp. 223, 252.

P. Pratt, *History of Japan*, II, Paske-Smith ed., Kobe, 1931, p. 57.

T. Rundall, *Memorials of the Empire of Japan*, London, 1850, p. 88.

A. Valignano, *Adiciones del Sumario de Japón*, J. L. Alvarez-Taladriz ed., p. 485.

(尚平戸オランダ商館は一六三〇年代後半、台湾での資金需要に充てるために数名の日本人から多額の借入れをしたが、その利子は月利一〜二パーセントであつた。永積洋子「一七世紀の東アジア貿易」(浜下武志・川勝平太編『アジア交易圏と日本工業化一五〇〇—一九〇〇』リブレポート、一九九一年六月一〇日、所収)一一五・一一六頁。)